第明三治十種二五郵十便年物三認月可二十日

第２節　株式の消却
会社は、募集株式効力発生日において、前記第１節により取得した自己株式の全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額を減少する。
１　減少する資本金の額
3,000,000,000円（資本金の全額）
２　資本金の額の減少が効力を生ずる日
募集株式効力発生日
第４節　資本準備金の額の減少
会社は、次の各号の定めのとおり、その資本準備金の額を減少する。
１　減少する資本準備金の額
2,013,333,500円（資本準備金の全額）
２　資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
募集株式効力発生日
第８章　募集株式の発行
第１節　払込による募集株式の発行
会社は、次の各号のとおり、新たに払込を受けて募集株式を発行する。
１　募集株式の種類
普通株式
２　１株の払込金額
50,000円
３　募集株式の数
20,000円
４　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
更生計画認可決定の確定した日から１か月を経過する日の属する月の末日
５　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金　　500,000,000円
増加する資本準備金　500,000,000円
６　募集株式の引受人
募集株式は、裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。
第２節　その後の募集株式の発行（省略）
第３節　剰余金の配当の制限（省略）
第４節　株式の譲渡（省略）
第９章　定款の変更（省略）
第10章　役員等の選任等（省略）
第11章　その他の事項（省略）
別表１ないし44　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第１７号

埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目594番５
更生会社　株式会社タイコー技建
１　決定年月日　平成22年２月28日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画案立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付の方法
第１節　更生担保権（リース・所有権留保）の権利の変更と弁済方法
１　確定更生担保権
（確定更生担保権）
３件
１億0027万6800円
（債権者数）３名
２　権利の変更及び弁済方法
別表７記載のリース・所有権留保に係る更生担保権は、同表記載の弁済額を更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。
第２節　優先的更生債権（公租公課）の権利の変更と納付方法
１　確定更生債権
（確定更生債権）
４件
1491万1091円及び所定の金額・額未定
（債権者数）４名
２　権利の変更及び納付方法
⑴　別表８記載の公租公課は、更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金、及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金は、その全額につき免除を受ける。
⑵　前項による免除後の債権額の全額については、更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括納付する。
第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法
第１　一般更生債権（後記第２を除く）
１　確定更生債権
（確定更生債権）
200件
９億3339万7953円及び額未定
（債権者数）200名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　利息・損害金
別表９記載の一般更生債権である利息・損害金については更生計画認可決定日に全額免除を受ける。
⑵　別表９記載の一般更生債権は、確定更生債権元本のうち、70％相当額につき、更生計画認可決定日に免除を受け、残る30％相当額について、更生計画認可決定確定の日から４か月以内に一括弁済する。
第２　オリエンタル白石に係る一般更生債権
１　確定更生債権
（確定更生債権）
１件
３億7309万2545円
（債権者数）１名
２　権利の変更及び弁済方法
別表10記載の一般更生債権は、確定更生債権元本のうち、70％相当額について、更生計画認可決定日に免除を受け、残る30％相当額について、オリエンタル白石管財人の同意を得て、以下のとおり分割して弁済する。
（第１回弁済）
更生計画認可決定確定の日から４か月以内に、金7192万7764円
（第２回弁済）
更生計画認可決定確定の日から10か月以内に、金4000万円
第４節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所
更生計画による弁済・納付は、弁済・納付時における更生会社の本店において行う。ただし、更生債権者等が希望する場合は、更生会社の費用負担において、更生債権者等が指定する銀行口座に振込む方法により弁済する。
第２　放棄・取下げ債権の取扱い
平成20年12月31日以降更生計画認可決定の日までに、更生債権等について全部または一部の放棄または取下げがあったときは、放棄・取下げ後の債権額に基づいて更生計画の各条項を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。
第３　債権譲渡等の取扱い
平成20年12月31日以降、更生債権等の譲渡または移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。一部譲渡または移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額で按分して負担する。
第４　端数処理
更生債権者等への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は、切り上げるものとする。
第４章　未確定更生債権等に対する措置
第１節　更生債権等査定申立て
別表11記載の債権者から届出がなされた更生担保権について、管財人が同表の「認めない額」欄記載の額について認めず、「一般更生債権として認めた額」欄記載の額については一般更生債権として認めたため、同表の債権者から「更生担保権査定請求額」欄記載の額について更生担保権査定の申立てがなされ、現在係属中である。
第２節　未確定更生債権等の措置
別表11記載の未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、第３章第１節、２の更生担保権の権利の変更と弁済方法の定めを、一般更生債権として確定した額については第３章第３節第１、２の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。ただし、上記の各規定を適用するに際しては、「更生計画認可決定日」を「更生計画認可決定日または未確定更生担保権が確定した日のいずれか遅い日」に、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日または未確定更生担保権が確定した日のいずれか遅い日」に、それぞれ読み替えるものとする。